

保 健 福 祉 部

令和3年（2021年）5月25日調製

定 例 会 提 出 予 定 案 件 資 料

ページ

1	令和3（2021）年度補正予算概要	1～2
2	函館市保護施設の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の骨子	3～5
3	函館市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備および運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の骨子	6～9
4	函館市障害福祉サービス事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の骨子	10～11
5	函館市指定障害者支援施設の人員、設備および運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の骨子	12～13
6	函館市障害者支援施設の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の骨子	14～15
7	函館市地域活動支援センターの設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の骨子	16～17
8	函館市福祉ホームの設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の骨子	18～19
9	函館市指定通所支援の事業等の人員、設備および運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の骨子	20～22

1 令和3（2021）年度補正予算概要

一般会計

[歳 入]

(単位：千円)

科 目	補 正 額	説 明	
(国) 民生費負担金	117,389	令和2年度精算不足額交付分 生活困窮者自立相談支援事業費等負担金 障害福祉サービス費負担金 障害者自立支援医療費負担金 生活保護費負担金 進学準備給付金負担金 低所得者介護保険料軽減負担金	117,389 833 38,528 554 71,959 1,575 3,940
(国) 衛生費負担金	17,866	令和2年度精算不足額交付分 保健所費負担金	17,866 17,866
(国) 衛生費補助金	48	令和2年度精算不足額交付分 保健所費補助金	48 48
(道) 民生費負担金	5	令和2年度精算不足額交付分 低所得者介護保険料軽減負担金	5 5

[歳 出]

民生費

(単位：千円)

科 目	補 正 額	説 明	特定財源
社会福祉総務費	268,609	補助金等返還金増 国庫負担金返還金 (特別障害者手当等負担金ほか5件) 国庫補助金返還金 (生活困窮者自立相談支援事業費等 補助金ほか5件) 国庫委託金返還金 (統計調査委託金) 道負担金返還金 (障害福祉サービス費負担金 ほか6件)	268,609 217,592 28,169 171 22,677

衛生費

(単位：千円)

科 目	補 正 額	説 明	特定財源
保健衛生総務費	33,293	補助金等返還金 国庫負担金返還金 (保健所費負担金) 国庫補助金返還金 (保健所費補助金ほか1件)	33,293 13,328 19,965

介護保険事業特別会計

(単位：千円)

歳 入		歳 出	
事 項	説 明	事 項	説 明
国 庫 補 助 金	介護保険事業費 補助金増 23,320	総 務 管 理 費	一般管理費増 46,640
支 払 基 金 交 付 金	介護給付費交付金減 △83,679	基 金 積 立 金	介護給付費 準備基金積立金増 285,946
道 負 担 金	介護給付費負担金減 △46,902		
繰 入 金	一般会計繰入金減 △114,477	償 還 金	償還金 266,800
繰 越 金	前年度繰越金増 821,124		
補 正 額 計	599,386	補 正 額 計	599,386
補 正 後 予 算 額	31,702,497	補 正 後 予 算 額	31,702,497

2 函館市保護施設の設備および運営に関する基準を定める

条例の一部を改正する条例の骨子

(1) 改正理由

救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供的施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、救護施設等の運営の基準に関する規定を整備するため

(2) 改正内容

別紙新旧対照表のとおり

(3) 施行期日

令和3年8月1日

函館市保護施設の設備および運営に関する基準を定める条例 新旧対照表

現 行	改 正 案
	<p style="text-align: center;"><u>(就業環境の整備)</u></p> <p>(新設) 第8条の2 救護施設等は、利用者に対し適切な待遇を行う観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</p>
	<p style="text-align: center;"><u>(業務継続計画の策定等)</u></p> <p>(新設) 第8条の3 救護施設等は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する待遇を継続的に行うための、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 救護施設等は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的に実施しなければならない。</p> <p>3 救護施設等は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。</p>
(非常災害対策) 第9条 (略) 2 (略) 3 前2項の規定により講ずる非常災害に係る対策には、地域の特性に応じて、地震、津波等による自然災害に係る対策を含めなければならない。	<p style="text-align: center;"><u>(非常災害対策)</u></p> <p>第9条 (略) 2 (略) 3・救護施設等は、前項に規定する訓練の実施に当たつて、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。</p> <p>4 第1項および第2項の規定により講ずる非常災害に係る対策には、地域の特性に応じて、地震、津波等による自然災害に係る対策を含めなければならない。</p>
(衛生管理等) 第19条 (略) 2 救護施設は、当該救護施設において感染症が発生し、またはまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。	<p style="text-align: center;"><u>(衛生管理等)</u></p> <p>第19条 (略) 2 救護施設は、当該救護施設において感染症または食中毒が発生し、またはまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 当該救護施設における感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとと</p>

もに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該救護施設における感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該救護施設において、職員に対し、感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための研修ならびに感染症の予防およびまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。

3　函館市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備および運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の骨子

(1)　改正理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、指定障害福祉サービス事業者が書面に代えて電磁的記録等による作成等をする場合に関する規定の整備等をするため

(2)　改正内容

別紙新旧対照表のとおり

(3)　施行期日

令和3年7月1日から施行する。ただし、第210条第1項の改正規定は、公布の日から施行する

函館市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備および運営に関する基準等を定める条例
新旧対照表

現行	改正案
<p>目次 第1章～第18章（略） （新設） 附則 （準用） 第210条 第10条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第21条、第24条第2項、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第76条、第77条、第83条、第91条（第10号を除く。）および第92条から第94条までの規定は、特定基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第210条第1項において準用する第91条」と、第16条中「介護給付費」とあるのは「特例介護給付費または特例訓練等給付費」と、第21条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第210条第2項において準用する第84条第2項および第3項、第210条第3項および第5項において準用する第146条第2項および第3項ならびに第210条第4項において準用する第157条第2項および第3項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第210条第2項において準用する第84条第2項、第210条第3項および第5項において準用する第146条第2項ならびに第210条第4項において準用する第157条第2項」と、第37条第3項中「指定居宅介護事業者等」とあるのは「障害福祉サービス事業を行う者等」と、第42条中「指定居宅介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護の事業の会計をその他の事業の会計と」とあるのは「その提供する特定基準該当障害福祉サービスの事業ごとに、その会計を」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第210条第1項において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「6月（特定基準該当障害福祉サービス計画のうち特定基準該当自立訓練（機能訓練）に係る計画または特定基準該当自立訓練（機能訓練）に係る計画または</p> <p>目次 第1章～第18章（略） <u>第19章 雜則（第211条）</u> 附則 （準用） 第210条 第10条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第21条、第24条第2項、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第76条、第77条、第83条、<u>第88条から第90条まで</u>、第91条（第10号を除く。）および第92条から第94条までの規定は、特定基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第210条第1項において準用する第91条」と、第16条中「介護給付費」とあるのは「特例介護給付費または特例訓練等給付費」と、第21条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第210条第2項において準用する第84条第2項および第3項、第210条第3項および第5項において準用する第146条第2項および第3項ならびに第210条第4項において準用する第157条第2項および第3項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第210条第2項において準用する第84条第2項、第210条第3項および第5項において準用する第146条第2項および第3項ならびに第210条第4項において準用する第157条第2項」と、第37条第3項中「指定居宅介護事業者等」とあるのは「障害福祉サービス事業を行う者等」と、第42条中「指定居宅介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護の事業の会計をその他の事業の会計と」とあるのは「その提供する特定基準該当障害福祉サービスの事業ごとに、その会計を」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第210条第1項において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「6月（特定基準該当障害福祉サービス計画のうち特定基準該当自立訓練（機能訓練）に係る計画または特定基準該当自立訓練（機能訓練）に係る計画または</p>	

生活訓練)に係る計画にあっては、(3月)」と、第61条中「前条」とあるのは「第210条第1項において準用する前条」と、第77条第2項第1号中「第60条第1項」とあるのは「第210条第1項において準用する第60条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第210条第1項において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第210条第1項において準用する第90条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第210条第1項」と、第90条第2号中「介護給付費または特例介護給付費」とあるのは「特例介護給付費」と、第94条第1項中「前条」とあるのは「第210条第1項において準用する前条」と読み替えるものとする。

2～5 (略)

(新設)

(新設)

特定基準該当自立訓練(生活訓練)に係る計画にあっては、(3月)」と、第61条中「前条」とあるのは「第210条第1項において準用する前条」と、第77条第2項第1号中「第60条第1項」とあるのは「第210条第1項において準用する第60条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第210条第1項において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第210条第1項において準用する第90条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第210条第1項」と、第90条第2号中「介護給付費または特例介護給付費」とあるのは「特例介護給付費または特例訓練等給付費」と、第94条第1項中「前条」とあるのは「第210条第1項において準用する前条」と読み替えるものとする。

2～5 (略)

第19章 雜則

(電磁的記録等)

第211条 指定障害福祉サービス事業者およびその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されているまたは想定されるもの(第11条第1項(第44条第1項および第2項、第44条の4、第49条第1項および第2項、第95条、第95条の5、第123条、第149条、第149条の4、第159条、第159条の4、第172条、第185条、第190条、第194条、第194条の12、第194条の20ならびに前条第1項において準用する場合を含む。)、第15条(第44条第1項および第2項、第44条の4、第49条第1項および第2項、第78条、第95条、第95条の5、第110条、第110条の4、第123条、第149条、第149条の4、第159条、第159条の4、第172条、第185条、第190条、第194条、第194条の12、第194条の20、第201条、第201条の11、第201条の22ならびに前条第1項において準用する場合を含む。)、第54条第1項、第104条第1項(第110条の4において準用する場合を含む。)、第198条の3第1項(第201条の11

および第201条の22において準用する場合を含む。) および次項に規定するものを除く。) については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定障害福祉サービス事業者およびその従業者は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行なうことが規定されているまたは想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

4 函館市障害福祉サービス事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の骨子

(1) 改正理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、障害福祉サービス事業者が書面に代えて電磁的記録等による作成等をする場合に関する規定を整備するため

(2) 改正内容

別紙新旧対照表のとおり

(3) 施行期日

令和3年7月1日

函館市障害福祉サービス事業の設備および運営に関する基準を定める条例 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>目次 第1章～第9章 (略) (新設)</p> <p>附則 (新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>目次 第1章～第9章 (略) <u>第10章 雜則 (第91条)</u> 附則 <u>第10章 雜則</u> <u>(電磁的記録等)</u> 第91条 障害福祉サービス事業者およびその職員は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されているまたは想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</p> <p>2 障害福祉サービス事業者およびその職員は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されているまたは想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法）その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。</p>

5 函館市指定障害者支援施設の人員、設備および運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の骨子

(1) 制定理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、指定障害者支援施設等が書面に代えて電磁的記録等の作成等をする場合に関する規定を整備するため

(2) 改正内容

別紙新旧対照表のとおり

(3) 施行期日

令和3年7月1日

函館市指定障害者支援施設の人員、設備および運営に関する基準等を定める条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>目次</p> <p>第1章・第2章 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>目次</p> <p>第1章・第2章 (略)</p> <p><u>第3章 雜則 (第62条)</u></p> <p><u>第3章 雜則</u></p> <p><u>(電磁的記録等)</u></p> <p><u>第62条 指定障害者支援施設等およびその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されているまたは想定されるもの（第12条第1項、第16条および次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</u></p> <p><u>2 指定障害者支援施設等およびその従業者は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されているまたは想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。</u></p>

6 函館市障害者支援施設の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の骨子

(1) 改正理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、障害者支援施設等が書面に代えて電磁的記録等の作成等をする場合に関する規定を整備するため

(2) 改正内容

別紙新旧対照表のとおり

(3) 施行期日

令和3年7月1日

函館市障害者支援施設の設備および運営に関する基準を定める条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>目次</p> <p>第1章・第2章 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>目次</p> <p>第1章・第2章 (略)</p> <p><u>第3章 雜則 (第47条)</u></p> <p><u>第3章 雜則</u></p> <p><u>(電磁的記録等)</u></p> <p><u>第47条 障害者支援施設およびその職員は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されているまたは想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</u></p> <p>2 <u>障害者支援施設およびその職員は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されているまたは想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。</u></p>

7 函館市地域活動支援センターの設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の骨子

(1) 改正理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、地域活動支援センターが書面に代えて電磁的記録等による作成等をする場合に関する規定を整備するため

(2) 改正内容

別紙新旧対照表のとおり

(3) 施行期日

令和3年7月1日

函館市地域活動支援センターの設備および運営に関する基準を定める条例 新旧対照表

現 行	改 正 案
(新設)	<p><u>(電磁的記録等)</u></p> <p>第21条 地域活動支援センターおよびその職員は、記録、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されているまたは想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</p> <p>2 地域活動支援センターおよびその職員は、説明、同意その他これらに類するもの（以下「説明等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されているまたは想定されるものについては、当該説明等の相手方の承諾を得て、当該説明等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。</p>

8 函館市福祉ホームの設備および運営に関する基準を定める

条例の一部を改正する条例の骨子

(1) 改正理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、福祉ホームが書面に代えて電磁的記録等による作成等をする場合に関する規定を整備するため

(2) 改正内容

別紙新旧対照表のとおり

(3) 施行期日

令和3年7月1日

函館市福祉ホームの設備および運営に関する基準を定める条例 新旧対照表

現 行	改 正 案
(新設)	<p><u>(電磁的記録等)</u></p> <p>第19条 福祉ホームおよびその職員は、記録、保存 <u>その他これらに類するもののうち、この条例の規</u> <u>定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、</u> <u>正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚に</u> <u>よって認識することができる情報が記載された</u> <u>紙その他の有体物をいう。以下この条において同</u> <u>じ。）で行うことが規定されているまたは想定さ</u> <u>れるもの（次項に規定するものを除く。）につい</u> <u>ては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録</u> <u>（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっ</u> <u>ては認識することができない方式で作られる記</u> <u>録であって、電子計算機による情報処理の用に供</u> <u>されるものをいう。）により行うことができる。</u></p> <p>2 福祉ホームおよびその職員は、説明、同意その <u>他これらに類するもの（以下「説明等」という。）</u> <u>のうち、この条例の規定において書面で行うこと</u> <u>が規定されているまたは想定されるものについ</u> <u>ては、当該説明等の相手方の承諾を得て、当該説</u> <u>明等の相手方が利用者である場合には当該利用</u> <u>者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつ</u> <u>つ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁</u> <u>気的方法その他人の知覚によって認識するこ</u> <u>とができる方法をいう。）によることができる。</u></p>

9 函館市指定通所支援の事業等の人員、設備および運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の骨子

(1) 改正理由

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、指定障害児通所支援事業者等が書面に代えて電磁的記録等の作成等をする場合に関する規定の整備等をするため

(2) 改正内容

別紙新旧対照表のとおり

(3) 施行期日

令和3年7月1日から施行する。ただし、第6条第5項、第7条第7項および第79条第5項の改正規定は、公布の日から施行する

函館市指定通所支援の事業等の人員、設備および運営に関する基準等を定める条例 新旧対照表

現行	改正案
目次 第1章～第7章（略） (従業者の員数) 第6条（略） 2～4（略） 5 第1項第1号および第2項の指定児童発達支援の単位は、指定児童発達支援であって、その提供が同時に1または複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。 6～8（略） 第7条（略） 2～6（略） 7 第1項第2号アおよび第4項第1号の指定児童発達支援の単位は、指定児童発達支援であって、その提供が同時に1または複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。 8（略） (従業者の員数) 第79条（略） 2～4（略） 5 第1項第1号および第2項の指定放課後等デイサービスの単位は、指定放課後等デイサービスであって、その提供が同時に1または複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。 6～8（略） (新設)	目次 第1章～第7章（略） <u>第8章 雜則（第106条）</u> (従業者の員数) 第6条（略） 2～4（略） 5 第1項第1号および前2項の指定児童発達支援の単位は、指定児童発達支援であって、その提供が同時に1または複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。 6～8（略） 第7条（略） 2～6（略） 7 第1項第2号ア、第4項第1号および次項の指定児童発達支援の単位は、指定児童発達支援であって、その提供が同時に1または複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。 8（略） (従業者の員数) 第79条（略） 2～4（略） 5 第1項第1号および前2項の指定放課後等デイサービスの単位は、指定放課後等デイサービスであって、その提供が同時に1または複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。 6～8（略） <u>第8章 雜則</u> <u>(電磁的記録等)</u> <u>第106条 指定障害児通所支援事業者等およびその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されているまたは想定されるもの（第14条第1項（第59条、第63条、第77条、第84条、第85条、第89条、第97条および第102条において準用する場合を含む。）、第18条（第59条、第63条、第77条、第84条、第85条、第89条、第97条および第102条において準用する場合を含む。）および次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気</u>

的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 指定障害児通所支援事業者等およびその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されているまたは想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が障害児または通所給付決定保護者である場合には当該障害児または当該通所給付決定保護者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。